

様式第 1-2 号

平成 27 年 2 月 日

神戸運輸監理部長 殿

名 称 社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会
 住 所 兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946 番地
 代表者の氏名 会 長 大 下 東 一

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会
 住 所 兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946 番地
 代表者の氏名 会 長 大 下 東 一

2. 自家用有償旅客運送の種別

過疎地有償運送

3. 運送の区域

区 域	備 考
兵庫県佐用郡佐用町内	

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
佐用町社会福祉協議会 本所	兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946 番地
江川地区文化センター	兵庫県佐用郡佐用町豊福 285 番地 4

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	バ ス (乗車定員 11 人以上)	普通自動車 (乗車定員 10 人以下)	合 計 (軽)
佐用町社会福祉 協議会本所	所有	0 台	3 台 (2 台)	3 台 (2 台)
	持込	0 台	6 台 (0 台)	6 台 (0 台)
	合計	0 台	9 台 (2 台)	9 台 (2 台)
江川地区文化 センター	所有	0 台	0 台 (0 台)	0 台 (0 台)
	持込	0 台	1 台 (0 台)	1 台 (0 台)
	合計	0 台	1 台 (0 台)	1 台 (0 台)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

佐用町民 (従来のさよさよサービス等利用登録者 2,590 人)

履歴事項全部証明書

兵庫県佐用郡佐用町東徳久1946番地
 社会福祉法人佐用町社会福祉協議会
 会社法人等番号 1400-05-007500

名 称	社会福祉法人佐用町社会福祉協議会
主たる事務所	兵庫県佐用郡佐用町東徳久1946番地
法人成立の年月日	平成17年10月3日
目的等	(目的) この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、佐用町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。 (事業) <u>(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</u> <u>(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</u> <u>(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</u> <u>(4) (1)～(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</u> <u>(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</u> <u>(6) 共同募金事業への協力</u> <u>(7) 社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画</u> <u>(8) 福祉サービス利用援助事業</u> <u>(9) ボランティア活動の振興</u> <u>(10) 生活福祉資金貸付事業</u> <u>(11) 福祉相談事業</u> <u>(12) 居宅介護等事業</u> <u>(13) 老人デイサービスセンターの設置</u> <u>(14) 居宅介護支援事業</u> <u>(15) 訪問入浴介護事業</u> <u>(16) 障害福祉サービス事業</u> <u>(17) 老人福祉センターの管理経営</u> <u>(18) 善意銀行の運営に関する事業</u> <u>(19) その他この法人の目的達成のため必要な事業</u> 平成19年 7月 4日変更 平成19年 7月19日登記 (目的) この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、佐用町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。 (事業) <u>(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</u> <u>(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</u> <u>(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</u> <u>(4) (1)～(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</u> <u>(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</u>

- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画
- (8) 福祉サービス利用援助事業
- (9) ボランティア活動の振興
- (10) 生活福祉資金貸付事業
- (11) 福祉相談事業
- (12) 居宅介護等事業
- (13) 老人デイサービスセンターの設置
- (14) 居宅介護支援事業
- (15) 訪問入浴介護事業
- (16) 障害福祉サービス事業
- (17) 老人福祉センターの管理経営
- (18) 善意銀行の運営に関する事業
- (19) その他この法人の目的達成のため必要な事業

この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

公益を目的とする事業

- (1) 訪問介護員養成研修事業

収益を目的とする事業

- (1) 売店設置事業
- (2) 喫茶店設置事業

平成24年11月20日更正

(目的)

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、佐用町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)～(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画
- (8) 福祉サービス利用援助事業
- (9) ボランティア活動の振興
- (10) 生活福祉資金貸付事業
- (11) 福祉相談事業
- (12) 居宅介護等事業
- (13) 老人デイサービスセンターの設置
- (14) 居宅介護支援事業
- (15) 訪問入浴介護事業
- (16) 障害福祉サービス事業
- (17) 善意銀行の運営に関する事業
- (18) その他この法人の目的達成のため必要な事業

この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

公益を目的とする事業

- (1) 久崎老人福祉センターの管理経営
- (2) 南光地域福祉センターの管理経営

兵庫県佐用郡佐用町東徳久1946番地
 社会福祉法人佐用町社会福祉協議会
 会社法人等番号 1400-05-007500

	(3) 南光生きがいドームの管理経営 (4) 過疎地有償運送事業 <u>収益を目的とする事業</u> (1) 売店設置事業 (2) 喫茶店設置事業 平成24年10月30日変更 平成24年11月20日登記								
	(目的) この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、佐用町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。 (事業) (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)～(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画 (8) 福祉サービス利用援助事業 (9) ボランティア活動の振興 (10) 生活福祉資金貸付事業 (11) 福祉相談事業 (12) 居宅介護等事業 (13) 老人デイサービスセンターの設置 (14) 居宅介護支援事業 (15) 訪問入浴介護事業 (16) 障害福祉サービス事業 (17) 善意銀行の運営に関する事業 (18) その他この法人の目的達成のため必要な事業 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。 公益を目的とする事業 (1) 久崎老人福祉センターの管理経営 (2) 南光地域福祉センターの管理経営 (3) 過疎地有償運送事業 <u>収益を目的とする事業</u> (1) 売店設置事業 (2) 喫茶店設置事業 平成25年10月21日変更 平成25年11月5日登記								
役員に関する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 1783 1059 1845">兵庫県佐用郡佐用町桑野66番地 理事 濱田 義弘</td><td data-bbox="1059 1783 1419 1845">平成21年10月3日就任</td></tr> <tr> <td></td><td data-bbox="1059 1845 1419 1908">平成21年11月6日登記</td></tr> <tr> <td></td><td data-bbox="1059 1908 1419 1971">平成23年10月2日退任</td></tr> <tr> <td></td><td data-bbox="1059 1971 1419 2067">平成23年10月19日登記</td></tr> </table>	兵庫県佐用郡佐用町桑野66番地 理事 濱田 義弘	平成21年10月3日就任		平成21年11月6日登記		平成23年10月2日退任		平成23年10月19日登記
兵庫県佐用郡佐用町桑野66番地 理事 濱田 義弘	平成21年10月3日就任								
	平成21年11月6日登記								
	平成23年10月2日退任								
	平成23年10月19日登記								

兵庫県佐用郡佐用町東徳久1946番地
社会福祉法人佐用町社会福祉協議会
会社法人等番号 1400-05-007500

	兵庫県佐用郡佐用町桑野66番地 理事 濱田義弘	平成23年10月 3日就任
		平成23年10月19日登記
		平成25年 3月31日辞任
		平成25年 4月18日登記
	兵庫県佐用郡佐用町西大畠595番地1 理事 大下東一	平成25年 4月 1日就任
		平成25年 4月18日登記
		平成25年10月 2日退任
		平成25年11月 5日登記
	兵庫県佐用郡佐用町西大畠595番地1 理事 大下東一	平成25年10月 3日就任
		平成25年11月 5日登記
	資産の総額	金2億9519万9215円 平成22年 3月31日変更 平成22年 5月28日登記
		金3億3051万7460円 平成23年 3月31日変更 平成23年 5月27日登記
		金3億5294万2353円 平成24年 3月31日変更 平成24年 5月31日登記
		金3億4146万4246円 平成25年 3月31日変更 平成25年 5月30日登記
		金3億3753万9171円 平成26年 3月31日変更 平成26年 5月29日登記
	登記記録に関する事項	兵庫県佐用郡佐用町平福138番地の8社会福祉法人佐用町社会福祉協議会、 兵庫県佐用郡佐用町久崎283番地の2社会福祉法人上月町社会福祉協議会、 兵庫県佐用郡佐用町東徳久1946番地社会福祉法人南光町社会福祉協議会、 兵庫県佐用郡佐用町下本郷647番地の1社会福祉法人三日月町社会福祉協議会 の合併により設立 平成17年10月 3日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(神戸地方法務局管轄)

平成26年11月28日

神戸地方法務局龍野支局

登記官

6

松岡達男



社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会役員名簿

平成27年2月2日現在

役 職	氏 名	住 所	郵便番号	選出区分	備 考
会 長	大 下 東 一	佐用町	679-5534	学識経験者	
副会長	鎌 内 大 助	佐用町	679-5212	〃	
〃	清 水 好 一	佐用町	679-4751	〃	
〃	福 井 泉	佐用町	679-5343	〃	
理 事	井 上 建 治	佐用町	679-5335	地域代表	
〃	垣 谷 勉	佐用町	679-5523	〃	
〃	梅 内 克 敏	佐用町	679-5222	〃	
〃	坂 口 榮	佐用町	679-5131	〃	
〃	山内みきゑ	佐用町	679-5203	ボランティア代表	
〃	大 江 秀 謙	佐用町	679-5227	民生委員児童委員代表	
〃	岩 田 宏 之	朝陽ヶ丘荘内	679-5331	社会福祉事業経験者	
〃	目 黒 輝 美	はなさきむら	679-5203	〃	
〃	坪 内 頼 男	佐用町役場	679-5301	行政関係	
監 事	小 河 正 文	佐用町	679-5311	学識経験者	
〃	小 谷 満	赤穂郡上郡町・姫路市	679-5132 679-0947	財務諸表等を監査しうる者	

神戸運輸監理部長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

平成27年2月 日

名 称	社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会
住 所	兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946 番地
代表者の氏名	会 長 大 下 東 一

平成27年2月 日

神戸運輸監理部長 殿

運営協議会において協議が調ったことを証する書類

下記のとおり運営協議会を開催し、当該地域における地域住民の生活のために必要な旅客輸送を行わせることが必要であるとの合意に至ったので、その旨証する書類を交付する。

記

1. 運営協議会の名称及び対象市町村

(名 称)

佐用町地域公共交通会議

(対象市町村)

佐用町

2. 運営協議会にて合意に至った年月日

平成27年2月3日

3. 合意の内容

(ア)運送主体の名称、住所、代表者の氏名

名 称 社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会

住 所 兵庫県佐用郡佐用町東徳久1946番地

代表者の氏名 会 長 大 下 東 一

(イ)運送の区域

佐用町内

(ウ)旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）

別紙のとおり。

(エ)その他特記事項

特になし。

平成27年2月 日

佐用町地域公共交通会議会長
佐用町長 庵濠 典章

<参考資料>

①路線又は運送の区域ごとの対価の額の算出根拠

対価の考え方としては、実施主体が佐用町社会福祉協議会であることや、自家用車を使用しての運送であることから、距離制にすることは設備投資に多額の費用がかかるほか、運用が困難になるため、一律料金とする。

対価の算出にあたっては、過去に運行されていた佐用町内の路線バスの運賃が 160 円から 850 円（最も高額な区間・佐用～船越間）の平均である 505 円と、従来、佐用町が行っていた福祉輸送の運賃である 300 円との中間で、運行の行いやすい 100 円単位にして 400 円とする。

なお、高齢者や障がい者、中・高校生は、従来の福祉輸送の対価である 300 円を適用し、小学生はその半額、小学生未満は無料とする。

また、フルデマンド運行を行わない便（江川ふれあい号）を利用するものに関しては、利便性が低下することから割引を行い、300 円とする。

②運賃の收受方法

フルデマンド運行を行う便（さよさよサービス）に関しては、原則として利用者は予め乗車回数券を購入し、乗車の際に乗車券を渡すこととし、現金は扱わない。

フルデマンドで運行しない便（江川ふれあい号）は、可能な限り利用者に乗車回数券を予め購入していただき、乗車券の提出をお願いすることによって、現金の取り扱いを少なくする。ただし、現金でも收受することとする。

③運行の方法

ア) フルデマンド運行（さよさよサービス）

- ・利用者は、利用日の前日 15:00 までに電話にて利用申込を行う。佐用町社会福祉協議会は受付終了後に翌日の運行計画を立て、確定した時刻を利用者に連絡する。この場合、効率的な運行のため乗合によることとする。

- ・路線の運行時間は、8:30～17:00 までとし、運行日は地域ごとに隔日で行い、日曜日、年末年始は運休する。

イ) フルデマンド運行をしない便（江川ふれあい号）

- ・路線の運行時間は、江川発佐用行き（往路）が、8:30、11:00、14:00、15:30 で、佐用発江川行き（復路）が 10:30、12:30、14:30、16:00 とする。土日・祝日、年末年始等は運休する。

- ・利用者は、出発時間の 1 時間前までに電話にて利用申込を行う（ただし、8:30 の便は前日までに予約必要）。受付終了後に運行計画を立て、確定した時刻を利用者に連絡する。この場合、効率的な運行のため乗合によることとする。

過疎地有償運送の運行方法

1. さよさよサービス

- 対象者 交通にお困りの町内在住の方で利用登録されている方
- 運行日時 月曜日から土曜日の午前8時30分～午後5時まで
- 運休日 日曜・祝祭日、年末年始
- 運賃 事前にチケットを購入いただき、1乗車につき1枚を使用する。
 - 【1冊10枚 3,000円】
 - ・65歳以上のかた ・介護認定を受けているかた ・中学生、高校生
 - ・16歳以上で、身体障害者手帳（1種もしくは1級～3級）、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳の交付を受けているかた
 - 【1冊10枚 1,500円】小学生
 - 【無料】小学生未満※ただし、保護者同伴要
 - 【1冊10枚 4,000円】上記以外のかた

- 利用方法 ①利用登録（未登録の方のみ）②利用券購入 ③予約センター（社会福祉協議会）への予約
 - ・利用日の前日午後3時までに電話で予約が必要。
 - ・ただし、前日が運休日の場合は、その直前の運行日が期限日。
 - ・乗車2週間前から予約可能。

■運行対象区域

- 【月・水・金曜日】佐用地区、上月地区の一部地域（福吉・本郷・大垣内・皆田・南中山・来見田和・才金・金子・桜山・金屋・力万・須安・宇根）
- 【火・木・土曜日】南光地区・三日月地区、上月地区の一部地域（西大畠・大日山・小日山・目高寄延・上月・仁位・早瀬・家内・久崎・櫛田・円光寺・秋里・西新宿・小赤松大酒）

2. 江川ふれあい号

- 対象者 交通にお困りの江川地域在住の方で利用登録されている方
- 運行日時 月曜日から金曜日の午前8時～午後5時まで
- 運休日 土・日・祝祭日、年末年始、江川地域づくり協議会が別途定める日
- 運賃 事前にチケットを購入いただき、1乗車につき1枚を使用する。
 - 【10枚 3,000円】大人
 - 【10枚 1,500円】小学生
 - 【無料】小学生未満※ただし、保護者同伴要
- 利用方法 ①利用登録（未登録の方のみ）
 - ②利用券購入
 - ③予約センター（江川地域づくり協議会）への予約
 - ・運行時刻の1時間前までに予約が必要。ただし朝の午前8時30分の便に乗車の場合は、前日までに予約。前日が運休日の場合は、その直前の運行日が期限日。

■運行時刻表

江川発佐用行	午前8時30分	午前11時	午後2時	午後3時30分
佐用発江川行	午前10時30分	午後12時30分	午後2時30分	午後4時

佐用町全図

5-1-50, 000

【月・水・金曜日】

佐用地区、上月地区の一部地域（福吉・本郷・大垣内・皆田・南中山・来見田和・才金・金子・桜山・金屋・力万・須安・宇根）



【火・木・土曜日】

南光地区・三日月地区、上月地区の一部地域（西大畠・大日山・小日山・目高寄延・上月・仁位・早瀬・家内・久崎・櫛田・円光寺・秋里・西新宿・小赤松大酒）

運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿

申請者（社会福祉法人佐用町社会福祉協議会）が、神戸運輸監理部長に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1	赤松 登良三	兵庫県佐用郡佐用町	普通	2種
2	関山 俊裕	兵庫県佐用郡佐用町	普通	1種
3	中石 純二	兵庫県佐用郡佐用町	大型	1種
4	川邊 隆志	兵庫県佐用郡佐用町	大型	1種
5	高見 芳嗣	兵庫県佐用郡佐用町	普通	1種
6	岩澄 均	兵庫県佐用郡佐用町	大型	2種
7	竹田 好作	兵庫県佐用郡佐用町	大型	1種
8	谷本 幸昌	兵庫県佐用郡佐用町	大型	1種
9	古本 ルミ	兵庫県佐用郡佐用町	普通	1種

運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

※ 福祉自動車以外を使用して市町村運営有償運送のうち市町村福祉輸送を行う場合にあつては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿

申請者（佐用町社会福祉協議会会長）が、神戸運輸監理部に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1	東口 仁朗	兵庫県佐用郡佐用町	大型	1種
2	小林 育男	兵庫県佐用郡佐用町	大型	2種
3	山田 秋夫	兵庫県佐用郡佐用町	普通	1種
4	森元 隆	兵庫県佐用郡佐用町	大型	1種
5	木村 政照	兵庫県佐用郡佐用町	普通	1種
6	岡本 憲一	兵庫県佐用郡佐用町	普通	1種
7	有本 長治郎	兵庫県佐用郡佐用町	大型	1種
8	岡野 俊昭	兵庫県佐用郡佐用町	普通	1種
9	山村 和暉	兵庫県佐用郡佐用町	大型	1種
10	岡本 芳則	兵庫県佐用郡佐用町	大型	1種
11	小河 正文	兵庫県佐用郡佐用町	普通	1種
12	小林 裕和	兵庫県佐用郡佐用町	普通	1種

運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。



修了証書

氏名 関山 俊裕

生年月日 年 月 日

上の者は本校において職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による次の職業訓練を修了したことを証する

職業訓練の種類 普通職業訓練

訓練課程 短期課程

訓練科の名称 運転サービス士科 普通コース
（職業能力開発促進法第24条第1項の規定によるもの）

訓練時間 14時間

平成19年1月16日

社団法人日本自動車修理業協会
東京都認定 自家用自動車運転士専門校

校長 広瀬 進



修了証書

氏名 中石 純二

生年月日 年 月 日

上の者は本校において職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による次の職業訓練を修了したことを証する

職業訓練の種類 普通職業訓練

訓練課程 短期課程

訓練科の名称 運転サービス士科 普通コース
（職業能力開発促進法第24条第1項の規定によるもの）

訓練時間 14時間

平成19年1月16日

社団法人日本自動車修理業協会
東京都認定 自家用自動車運転士専門校

校長 広瀬 進



修了証書

氏名 川邊 隆志

生年月日 年 月 日

上の者は本校において職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による次の職業訓練を修了したことを証する

職業訓練の種類 普通職業訓練

訓練課程 短期課程

訓練科の名称 運転サービス士科 普通コース
（職業能力開発促進法第24条第1項の規定によるもの）

訓練時間 14時間

平成19年1月16日

社団法人日本自動車修理業協会
東京都認定 自家用自動車運転士専門校

校長 広瀬 進



修了証書

氏名 高見 芳嗣

生年月日 年 月 日

上の者は本校において職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による次の職業訓練を修了したことを証する

職業訓練の種類 普通職業訓練

訓練課程 短期課程

訓練科の名称 運転サービス士科 普通コース
（職業能力開発促進法第24条第1項の規定によるもの）

訓練時間 14時間

平成19年1月16日

社団法人日本自動車修理業協会
東京都認定 自家用自動車運転士専門校

校長 広瀬 進



第 101 号

修了証

修了者名 竹 田 好 作
生年月日 年 月 日

道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第51条の16第1項第1号
に掲げる講習の市町村運営有償運送等運転者講習を修了したことを証明する。

平成 26 年 3 月 28 日

講習の名称 イナバ市町村運営有償運送等運転者講習
講習実施者名 学校法人 イナバ自動車学校
管理者 大 番 秀 隆



第 102 号

修了証

修了者名 古 本 ル ミ
生年月日 年 月 日

道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第51条の16第1項第1号
に掲げる講習の市町村運営有償運送等運転者講習を修了したことを証明する。

平成 26 年 3 月 28 日

講習の名称 イナバ市町村運営有償運送等運転者講習
講習実施者名 学校法人 イナバ自動車学校
管理者 大 番 秀 隆



第 103 号

修了証

修了者名 谷 本 幸 昌
生年月日 年 月 日

道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第51条の16第1項第1号
に掲げる講習の市町村運営有償運送等運転者講習を修了したことを証明する。

平成 26 年 3 月 28 日

講習の名称 イナバ市町村運営有償運送等運転者講習
講習実施者名 学校法人 イナバ自動車学校
管理者 大 番 秀 隆



第 201009071 号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

佐用町

東口 仁朗 様

(年 月 日生)

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

平成 22 年 9 月 7 日

兵庫県移送サービスネットワーク
理事長 筒井 良一
責任インストラクター 鳥居 貴



第201009072号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

佐用町

小林 育男 様

(年 月 日生)

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

平成22年9月7日

国自第296号
兵庫県移送サービスネットワーク
理事長 筒井 良一
責任インストラクター 鳥居 貢

第201009073号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

佐用町

山田 秋夫 様

(年 月 日生)

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

平成22年9月7日

国自第296号
兵庫県移送サービスネットワーク
理事長 筒井 良一
責任インストラクター 鳥居 貢

第201009076号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

佐用町

森元 隆 様

(年 月 日生)

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

平成22年9月7日

国自第296号
兵庫県移送サービスネットワーク
理事長 筒井 良一
責任インストラクター 鳥居 貢

第201009077号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

佐用町

木村 政照 様

(年 月 日生)

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

平成22年9月7日

国自第296号
兵庫県移送サービスネットワーク
理事長 筒井 良一
責任インストラクター 鳥居 貢

第201009078号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

佐用町

岡本 憲一 様

(年 月 日生)

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

平成 22年 9月 7日

国自第296号
兵庫県移送サービスネットワーク
理事長 筒井 良一
責任インストラクター 鳥居 貢

第2010090710号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

佐用町

有本 長治郎 様

(年 月 日生)

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

平成 22年 9月 7日

国自第296号
兵庫県移送サービスネットワーク
理事長 筒井 良一
責任インストラクター 鳥居 貢

第2010090711号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

佐用町

岡野 俊昭 様

(年 月 日生)

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

平成 22年 9月 7日

国自第296号
兵庫県移送サービスネットワーク
理事長 筒井 良一
責任インストラクター 鳥居 貢

第2010090712号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

佐用町

山村 和輝 様

(年 月 日生)

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

平成 22年 9月 7日

国自第296号
兵庫県移送サービスネットワーク
理事長 筒井 良一
責任インストラクター 鳥居 貢

第2010090716号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

佐用町

岡本 芳則 様

(年 月 日生)

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

平成22年9月7日

国自法第296号
兵庫県移送サービスネットワーク
理事長 筒井 良一
責任インストラクター 島居 貢

第2010090717号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

佐用町

小河 正文 様

(年 月 日生)

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

平成22年9月7日

国自法第296号
兵庫県移送サービスネットワーク
理事長 筒井 良一
責任インストラクター 島居 貢

第106号

修了証

修了者名 小林 裕和
生年月日 年 月 日

道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第51条の16第1項第1号
に掲げる講習の市町村運営有償運送等運転者講習を修了したことを証明する。

平成26年6月9日

講習の名称 イナバ市町村運営有償運送等運転者講習
講習実施者名 学校法人 イナバ自動車学校
管理者 大 番 秀



運行管理の責任者就任承諾書

申請者（佐用町社会福祉協議会会長）が、神戸運輸監理部に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

平成 27 年 2 月 日

住 所 兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946 番地
氏 名 竹田 好作



※ 乗車定員 11 以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 11 人未満の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

安全運転管理者証

番号 佐用 9

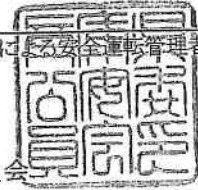
	所在地	佐用郡 佐用町 東郷 1946
	勤務先 名称	佐用町社会福祉協議会
	職務上の地位	地域福祉課 課長
	氏名	佐用 好作

年 月 日生

上記の者は、道路交通法第74条の3第1項の規定による安全運転管理者であることを証明します。

平成 27 年 12 月 5 日

兵庫県公安委員会



登録番号	
運送の主体（申請者名）	佐用町社会福祉協議会

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（佐用町社会福祉協議会本所・江川地区文化センター）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類
1	竹田 好作	兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946 番地	安全運転 管理者

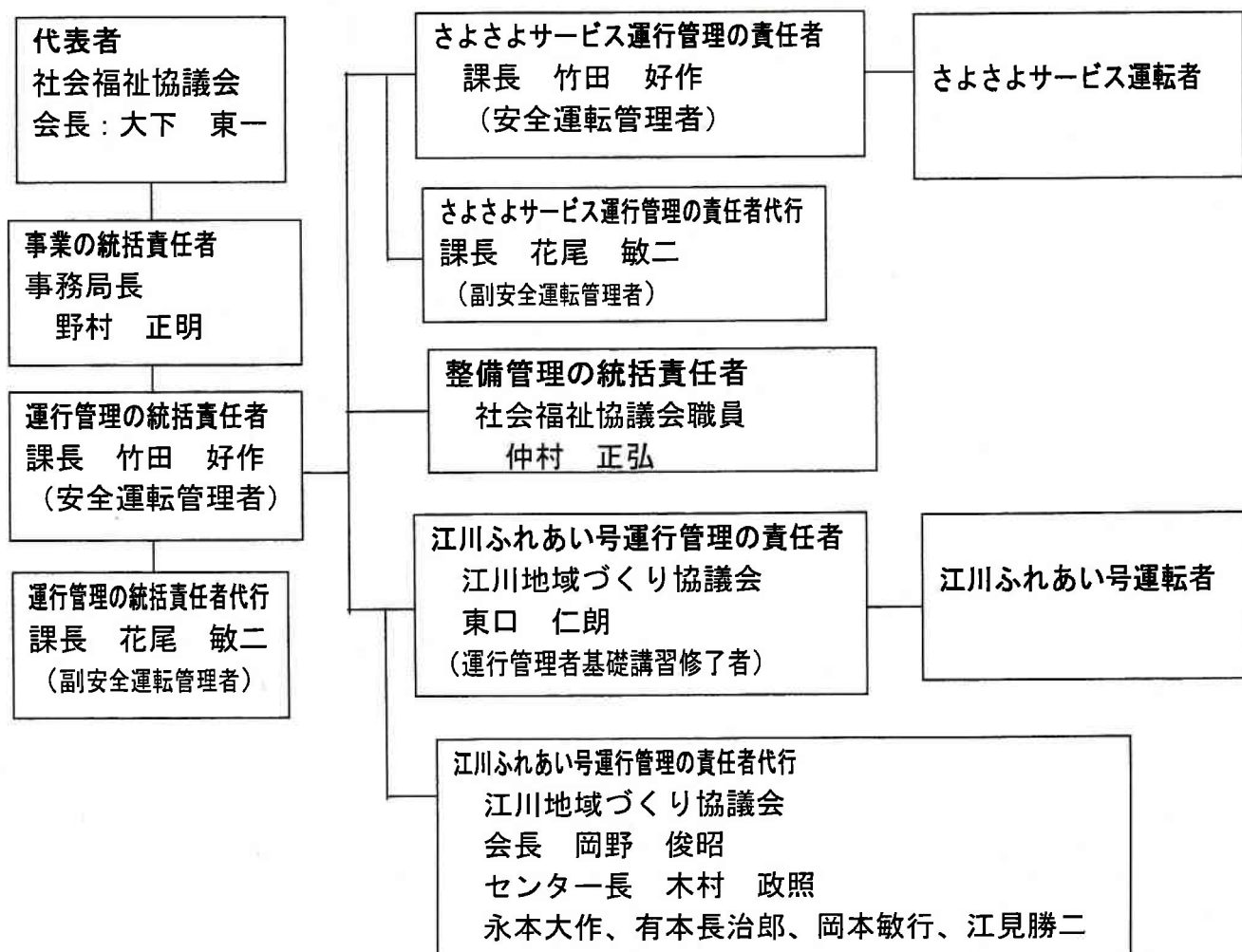
※ 乗車定員 11 以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 11 人未満の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

※ 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。

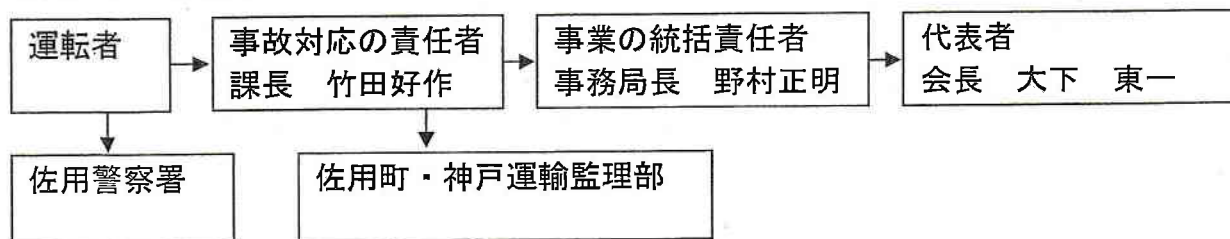
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所
1	仲村 正弘	兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946 番地

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



使用する自家用有償旅客運送自動車一覧

過疎地有償運送車両

No.	車名称	車名	登録番号	乗車 定員	種別	初年登録 年 月	検 査 有効期限	賠償能力 対物限度額 (万円)	賠償能力 対人限度額 (万円)	福祉 車両	備 考
1	グランドハイエース	トヨタ	姫路800す1216	10人	普通	H21.10.	H27.10.14	無制限	無制限	○	車いす移動車 佐用町所有
2	グランドハイエース	トヨタ	姫路800す4715	10人	普通	h26.12	H28.12.11	無制限	無制限	○	車いす移動車 佐用町所有
3	グランドハイエース	トヨタ	姫路300ま7927	10人	普通	H21.10.	H28.10.16	無制限	無制限		佐用町所有
4	ノア	トヨタ	姫路501せ8310	8人	普通	H21.9	H28.9.27	無制限	無制限	○	助・スライドシート 佐用町所有
5	ノア	トヨタ	姫路500り9501	8人	普通	H20.2	H27.2.19	無制限	無制限	○	助・スライドシート 佐用町所有
6	グランドハイエース	トヨタ	姫路300ま7926	10人	普通	H21.10.	H28.10.15	無制限	無制限		佐用町所有
7	(予備)アイシス	トヨタ	姫路501つ2314	7人	普通	H23.10	H28.10.20	無制限	無制限		社会福祉協議会所有
8	(予備)キャラバン	ニッサン	姫路300と4602	10人	普通	H15.6	H28.6.23	無制限	無制限		佐用町所有
9	(予備)ミニキャブ	三菱	姫路80あ1750	4人	軽自	H15.2	H27.3.1	無制限	無制限	○	車いす移動車 社会福祉協議会所有
10	(予備)ハイゼット	ダイハツ	姫路880あ1172	4人	軽自	H24.6	H28.6.12	無制限	無制限	○	車いす移動車 社会福祉協議会所有

自動車使用貸借契約書

貸主 佐用町長 庵逄典章（以下、「甲」という。）と借主 社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会会長 濱田義弘（以下、「乙」という。）は、甲が所有する裏面記載の自動車（以下、「本件自動車」という。）について、次の通り契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条 甲は、本件自動車を乙に無償で貸与し、乙はこれを借受ける。

2 乙は、本件自動車を「さよさよサービス」並びに「江川ふれあい号」の運行の目的以外に使用してはならない。ただし予備車両として使用する車両は、この限りではない。

第2条 本契約の期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの満1年間とする。

2 甲及び乙が期間満了の3ヶ月前までに本契約を更新しない旨を書面により合意した場合を除き、本契約は同条件で1年間更新されるものとし、以降同様とする。

3 甲または乙が本契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の3ヶ月前までに書面で申し出ることとし、甲乙協議のうえ解除することができる。

第3条 本件自動車の運行にかかる燃料等油脂類、消耗品費、並びに自賠責保険料、任意保険料、車両保険料、自動車検査登録費用は乙が負担する。

2 本件自動車の修繕に関する費用は原則乙が負担する。ただし、乙で修繕が困難な場合は甲乙協議して負担割合を定める。

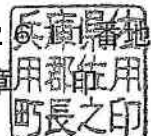
第4条 乙は、本件自動車を常に善良な状態の維持に務める。

第5条 本契約に定めのない事項、又はこの契約条件に疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

以上、本契約成立の証として、本書を2通作成し、甲乙は署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成24年12月13日

(甲) 住所 兵庫県佐用郡佐用町佐用2-6-1
佐用町長 庵 逄 典 章



(乙) 住所 兵庫県佐用郡佐用町東徳久1-9-16
社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会
会長 濱 田 義 弘



車両一覧

No.	車名称	車名	登録番号	乗車 定員	種別	初年登録 年 月	福祉 車両	用途	備 考
1	グランドハイエース	トヨタ	姫路800す1216	10人	普通	H21.10.	○	さよさよサービス	車椅子移動車
2	グランドハイエース	トヨタ	姫路300ま7926	10人	普通	H21.10.			
3	グランドハイエース	トヨタ	姫路300ま7927	10人	普通	H21.10.			
4	ノア	トヨタ	姫路501せ8310	8人	小型	H21.9	○	助・スライドシート	
5	ノア	トヨタ	姫路500り9501	8人	小型	H20.2	○		助・スライドシート
6	ハイエース	トヨタ	姫路300み1415	10人	普通	H22.1		江川	
7	キャラバン	ニッサン	姫路300と4602	10人	普通	H15.6			予備車両

変更契約書

平成 24 年 12 月 14 日佐用町長と佐用町社会福祉協議会の間において締結した自動車使用貸借契約（以下「原契約」という。）を次のとおり変更する。

記

1. 原契約の車両一覧のうち、

「

省 略								
2	グランド ハイエース	トヨタ	姫路 300 ま 7926	10 人	普通	H21.10		さよさ サービス
省 略								
6	ハイエース	トヨタ	姫路 300 み 1415	10 人	普通	H22.1		江川
省 略								

」を

「

省 略								
2	グランド ハイエース	トヨタ	姫路 800 す 4715	10 人	普通	H26.12	○	さよさ サービス 車椅子移動車
省 略								
6	グランド ハイエース	トヨタ	姫路 300 ま 7926	10 人	普通	H21.10		江川
省 略								

」に

改める。

上記の契約変更の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印して、各自 1 通を保有する。

平成 26 年 12 月 22 日

(甲)住 所 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1

職氏名 佐用町長 庵 途 典 章



(乙)住 所 兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946 番地

職氏名 社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会

会 長 大 下 東



平成26年10月28日 Ver10.50

保險種類	自動車保險・事業用（事業用自動車総合保険）
証券番号	NA67990697
証券番号	前契約証券番号 NA67990426

00042

自動車保険契約明細書

平成26年10月28日 (20) Ver10.5Q

<明細番号> 00039

保険種類 自動車保険・事業用(事業用自動車総合保険)
証券番号 NA67990697 前契約証券番号 NA67990426

前契約明細番号 00040

記名被保険者 ※個人・法人 法人 ※氏名

※住所

※登録番号 5137 50148310 ※車両登録地・保管場所

※車名 77 ※車台番号 ZRR70-0239662 ※初年度登録 H.21.09

※型式 ZRR70G ※排気量 0 ※定額出力 kW

※整備・装備等 福祉車両割引(無) ※/モビリティ(無) ※新車割引(無)

※車両所有権 所有権保有・リース

対人賠償 (保険金額1名につき) 無制限 対物賠償 (保険金額1事故につき) 無制限

人身傷害 (保険金額1名につき) 3,000万円(無保険車傷害2億円)

搭乗者傷害(死亡・後遺障害) (保険金額1名につき) 日数払

一般 車面保険金額 125万円

ご契約タイプ 一般

運搬・搬送・引取費用 全損時賠償費用 車両超過修理費用 L3変更追加賠償不発行 L3運転者従業員限定

その他の補償 (特約)・割引等

保険料 合計保険料 59,850円 初回保険料

フリー割引・割増 フリーコード名称

フリー割引 70% 優良割引 70%

5% フリー多割(10台以上)

質権付

※前契約明細番号 00041

前契約明細番号 00041

記名被保険者 ※個人・法人 法人 ※氏名

※住所

※登録番号 5137 3007927 ※車両登録地・保管場所

※車名 77 ※車台番号 TRH219-0009233

※型式 TRH219W ※排気量 0 ※定額出力 kW

※整備・装備等 福祉車両割引(無) ※/モビリティ(無) ※新車割引(無)

※車両所有権 所有権保有・リース

対人賠償 (保険金額1名につき) 無制限 対物賠償 (保険金額1事故につき) 無制限

人身傷害 (保険金額1名につき) 3,000万円(無保険車傷害2億円)

搭乗者傷害(死亡・後遺障害) (保険金額1名につき) 日数払

一般 車面保険金額 270万円

ご契約タイプ 一般

運搬・搬送・引取費用 全損時賠償費用 車両超過修理費用 L3変更追加賠償不発行 L3運転者従業員限定

その他の補償 (特約)・割引等

保険料 合計保険料 70,910円 初回保険料

フリー割引・割増 フリーコード名称

フリー割引 70% 優良割引 70%

5% フリー多割(10台以上)

質権付

※前契約明細番号 00041

前契約明細番号 00041

平成26年10月28日 (22) Ver10.50

保險種類	自動車保險・事業用	自動車綜合保險
証書番号	NA67990697	前課約証書番号 NA67990426

查詢日期(含)~(不含)日:	查詢日期(含)~(不含)日:
起訖日:	起訖日:
3	V > 明細番局 > 00038
保險通類	自願車保險・車乘用 (事業用自動車総合保険)
証券番号	NAG7980697
証券番局	NAG7980426
前契約明細番号	00039

保險種類	自動車保險・事業用（事業用自動車総合保険）
証券番号	NA67990697
	前契約証券番号 NA67990426

[illegible]

自動車保険契約明細書

<明細番号> 00035

保険種類 自動車保険・事業用(事業用自動車総合保険)
証券番号 NA67990697 前契約証券番号 NA67990426

前契約明細番号 00036

記名被保険者	※個人・法人	法人	※氏名		
	※住所				
※登録番号	E37 50172314	※車両登録地・使用場所			
※型式	7474	※車台番号	ZGM15-0008277	※初年度登録	H. 23. 10
※車種	ZGM15G	※排気量	リ	※定格出力	kw
※装備・装備等	福祉車両割引(無)	※4モビリティ(有)			
※車両所有権	所有権留保・リース				
補償内容	対人賠償 (保険金額1名につき) 無制限	対物賠償 (保険金額1車につき) 無制限	対物免責金額	0万円	対物超過修理費用 有
	人身傷害 (保険金額1名につき) 3,000万円(無保険車傷害2億円)	医療保険金 日額払	入院日額	7,500円	差額ベッド費用 3,500円
	搭乗者傷害(死亡・後遺障害) 一般	車両保険金額 145万円	車両免責金額	0-0万円	新車特約(新車保証金額)
その他の補償 (特約)・割引等	二契約タイプ	運搬・搬送・引取費用 全損時賠償額不発行 L3変更確認書不発行 KX運転者従業員限定			
保険料	合計保険料 55,530円	初回保険料	フリー割引・割増	優良割引 70%	フリート多割(10台以上) 5%

特約事項(保険契約に添付)
※前契約の保険料が平成24年10月1日以降、かつ、前契約会社が等
政府保証運用期間を適用していない場合のみ
前々契約(前契約の加算)以前の契約の保険会社・共済・前契約
のこの契約の保険会社・共済は同一ですか?
・「前々契約以前のこの契約」は、過去13か月以内に満期を迎えたか、
解約・解除された契約に限りです。

※前契約の保険料が平成24年10月1日以降、かつ、前契約会社が等
政府保証運用期間を適用していない場合のみ
前々契約(前契約の加算)以前の契約の保険会社・共済・前契約
のこの契約の保険会社・共済は同一ですか?
・「前々契約以前のこの契約」は、過去13か月以内に満期を迎えたか、
解約・解除された契約に限りです。

<明細番号> 00036

保険種類 自動車保険・事業用(事業用自動車総合保険)
証券番号 NA67990697 前契約証券番号 NA67990426

前契約明細番号 00037

記名被保険者	※個人・法人	法人	※氏名		
	※住所				
※登録番号	E37 88071172	※車両登録地・使用場所			
※型式	ハセ 7	※車台番号	S33V-0074128	※初年度登録	H. 24. 06
※車種	S33V747	※排気量	0.65	※定格出力	kw
※装備・装備等	福祉車両割引(有)	※4モビリティ(有)			
※車両所有権	所有権留保・リース				
補償内容	対人賠償 (保険金額1名につき) 無制限	対物賠償 (保険金額1車につき) 無制限	対物免責金額	0万円	対物超過修理費用 有
	人身傷害 (保険金額1名につき) 3,000万円(無保険車傷害2億円)	医療保険金 日額払	入院日額	7,500円	差額ベッド費用 3,500円
	搭乗者傷害(死亡・後遺障害) 一般	車両保険金額	車両免責金額		新車特約(新車保証金額)
その他の補償 (特約)・割引等	二契約タイプ	運搬・搬送・引取費用 L3変更確認書不発行 KX運転者従業員限定 73身体障害者輸送車			
保険料	合計保険料 16,270円	初回保険料	フリー割引・割増	優良割引 70%	フリート多割(10台以上) 5%

特約事項(保険契約に添付)
※前契約の保険料が平成24年10月1日以降、かつ、前契約会社が等
政府保証運用期間を適用していない場合のみ
前々契約(前契約の加算)以前の契約の保険会社・共済・前契約
のこの契約の保険会社・共済は同一ですか?
・「前々契約以前のこの契約」は、過去13か月以内に満期を迎えたか、
解約・解除された契約に限りです。

※前契約の保険料が平成24年10月1日以降、かつ、前契約会社が等
政府保証運用期間を適用していない場合のみ
前々契約(前契約の加算)以前の契約の保険会社・共済・前契約
のこの契約の保険会社・共済は同一ですか?
・「前々契約以前のこの契約」は、過去13か月以内に満期を迎えたか、
解約・解除された契約に限りです。

1

契約確認票

自動車

事業用

保険契約者 全車両一括

〒 679-5213 ☎ 0790-78-1212 機

住所 ヒョウコカン サウカン サウチヨウ ヒカシトクサ1 #
兵庫県 佐用郡 佐用町 東徳久1
9 4 6

氏名 シヤカイフクシホウシン サウチヨウシヤカイフクシキヨウキ #
社会福祉法人
佐用町社会福祉協議会 会長 大下
東一

<ご契約のお車>

車名 ハイース
仕様 クルマスイトウシヤ
型式 KDH206Kカイ

登録番号 ヒメジ 800 ス 4715

車台番号 KDH206-8082492

用途車種 自家用普通乗用車 11

初度登録 H26.12 車検満了 H28.12.11

使用目的 排気量 2.98

機械装置

(保険金額 万円) 定格

料率クス車両 4 対人 7 対物 6 傷害 5

総付保台数 フリート フリートコート A4533

年令条件

証券番号 NA67990697

契約日 H26年10月28日

照会指定日 H27年 1月 6日

旧証券番号

部店課支社 姫路 姫路一

(ARJ-65) ☎ 079-288-3521

扱代理店/仲立人 株式会社 R i s i n

(2516-A) ☎ 0790-82-3890

増車

受付日 年 月 日

新規・更新 自己特定

明細番号

保険 H 26年 12月 22日 から 10ヵ月
期間 H 27年 11月 1日 午後4時まで 10日 間
被保険者 車両 サウチヨウ マ

法人 免許

次回免許有効期限

<賠償> 保険金額・免責金額(万円)

対人賠償 Δセケン

対物賠償 Δセケン 免責 0

<傷害>

人身傷害 3000

搭乗者傷害

<車両> 一般車両

車両 430

新車

免責 0

<その他> 対物超過修理費用 全損時諸費用

運搬・搬送・引取費用

車両所有者 サウチヨウ

合計保険料

52740円

<特約等> おクルマQQ隊 初回保険料口座振替 初回追加保険料口振 共同保険

変更確認書不発行 運転者従業員等限定

<割増引> フリート優良割引70% フリート多数割引 新車割引 福祉車両割引

イモビライザー割引

変更履歴 (変更解約日: 変更確認書作成日: 領収日: 事由)

振替先	一時払	分割払	第1回目	円
保険料	初回口座振替	第2回以降	円	
払込方法	第 回振込期日	年 月 日		

共同保険(会社コード引受割合)・分担 イツカツミツイスミトモ 50%

08- 6.5%, 04- 5%, 17-13.5%, 17- 6.5%, 17-10%

, 04- 5%, 09- 3.5%

AGフンタンカンシ 50%:ヒカンシ AG=ARJ65-9700 - 6.5 証券作成日 261219 送付先1 計上月2612 送付先G518

%, ARJ65-4363E- 5%,

AGフンタンマダアリ

領収日

領収期

事故履歴 H 27年 1月 6日現在の事故件数 0件 (内車両 0件 1ダウン 0件)

事故日 連番 補償 カウント 被害者 サブ支払日 センター 金額 (円) 区分 支払済

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日又は交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途・自家用・事業用の別	車体の形状
姫路 800 す 1216	平成 21 年 10 月 15 日	平成 21 年 10 月	普通	特種 自家用	車いす移動車 [531]
車 名			乗車定員	最大積載量	車両重量 車両総重量
トヨタ		[194]	10人		2400kg 2950kg
車 台 番 号			長 さ	幅 高 さ	前前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重
KDH206-80019996			469mm	169mm 223mm 1270mm	1130kg
型 式	原 動 機 の 型 式	総排気量又は定格出力	燃 料 の 種 類	型式指定番号	類別区分番号
ADF-KDH206K改	1KD	2.98L	軽油		
所有者の氏名又は名称	住所				
佐用町	兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1				[28810.0050]
使用者の氏名又は名称	社会福祉法人佐用町社会福祉協議会				
使用 者 の 住 所	兵庫県佐用郡佐用町東徳久1946				[28810.1761]
使用の本拠の位置	***				
有効期間の満了する日	平成 27 年 10 月 14 日				
備 考	[姫路]、継続検査 自動車重量税額 ¥24,600 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 93,000.0km (平成25年10月11日) [旧走行距離計表示値] 40,100.0km (平成23年10月3日) 平成12年騒音規制車、近接排気騒音規制値 97dB [改造内容] 自西三第104号、平成20年11月25日、AL1000] 緩衝装置 [その他検査事項] (1) 車いす固定装置付 (1基) 以下余白				



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日又は交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途・自家用・事業用の別	車体の形状
姫路 800 す 4715	平成 26 年 12 月 12 日	平成 26 年 12 月	普通	特種 自家用	車いす移動車 [531]
車 名			乗車定員	最大積載量	車両重量 車両総重量
トヨタ		[194]	10人		2390kg 2940kg
車 台 番 号			長 さ	幅 高 さ	前前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重
KDH206-80087992			469mm	169mm 223mm 1270mm	1120kg
型 式	原 動 機 の 型 式	総排気量又は定格出力	燃 料 の 種 類	型式指定番号	類別区分番号
LDF-KDH206K改	1KD	2.98L	軽油		
所有者の氏名又は名称	住所				
佐用町	兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1				[28810.0050]
使用者の氏名又は名称	社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会				
使用 者 の 住 所	兵庫県佐用郡佐用町東徳久1946				[28810.1761]
使用の本拠の位置	***				
有効期間の満了する日	平成 28 年 12 月 11 日				
備 考	[姫路]、新規登録 自動車重量税額 ¥24,600 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 平成12年騒音規制車、近接排気騒音規制値 97dB マフラー加速騒音規制適用車 [改造内容] 自西三第102号、平成25年12月10日、AL1000] 緩衝装置 [その他検査事項] (1) 車いす固定装置付 (1基) 以下余白				





自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日又は交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
姫路 300 ま 7927	平成 21 年 10 月 16 日	平成 21 年 10 月	普通	乗用	自家用	ステーションワゴン [003]
車名			乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
トヨタ		[194]	10		2050	2600
車台番号			長さ	幅	高さ	前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重
TRH219-0009333			484	188	210	1220 830
型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号	
CBA-TRH219W	2FR	2.69	ガソリン			
所有者の氏名又は名称	住所					
佐用町	兵庫県佐用郡佐用町佐用 2-6-11-1					[28810-0050]
使用者の氏名又は名称	社会福祉法人佐用町社会福祉協議会					
使用者の住所	兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1-9-4-6					[28810-1761]
使用の本拠の位置	***					
有効期間の満了する日	平成 28 年 10 月 16 日					
備考	[姫路], 継続検査 自動車重量税額 ¥41,000 [走行距離計表示値] 193,400 km (平成 26 年 10 月 9 日) [旧走行距離計表示値] 117,000 km (平成 24 年 10 月 17 日) 平成 11 年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 96 dB [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [型式・類別] 12605-0002 以下余白					



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日又は交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
姫路 501 せ 8310	平成 21 年 9 月 28 日	平成 21 年 9 月	小型	乗用	自家用	ステーションワゴン [003]
車名			乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
トヨタ		[194]	8		1630	2070
車台番号			長さ	幅	高さ	前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重
ZRR70-0239662			459	169	185	920 710
型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号	
DBA-ZRR70G	3ZR	1.98	ガソリン			
所有者の氏名又は名称	住所					
佐用町	兵庫県佐用郡佐用町佐用 2-6-11-1					[28810-0050]
使用者の氏名又は名称	社会福祉法人佐用町社会福祉協議会					
使用者の住所	兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1-9-4-6					[28810-1761]
使用の本拠の位置	***					
有効期間の満了する日	平成 28 年 9 月 27 日					
備考	[姫路], 継続検査 自動車重量税額 ¥20,000 本則税率適用 平成 27 年度エネルギー消費効率 (JC08モード燃費値) 算定未了 平成 22 年度燃費基準 2.5% 向上達成車 [走行距離計表示値] 142,500 km (平成 26 年 9 月 2 日) [旧走行距離計表示値] 88,700 km (平成 24 年 9 月 4 日) 平成 11 年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 96 dB [受検種別] 持込検査車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 認証整備工場 93037-0001 (算定燃費値取得済特定改造自動車) 以下余白					



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
姫路 500 り 9501	平成 20 年 2 月 20 日	平成 20 年 2 月	小型	乗用	自家用	ステーションワゴン [003]
車名			乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
トヨタ		[194]	8人		1650kg	2090kg
車台番号			長さ	幅	高さ	前軸重 前後軸重 後軸重
ZRR70-0079821			459	169	185	930 720
型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号	
DBA-ZRR70G	3ZR	1.98	ガソリン			
所有者の氏名又は名称	住所					
所有者の住所	兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611-1					[28810.0050]
使用者の氏名又は名称	社会福祉法人佐用町社会福祉協議会					
使用者の住所	兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946					[28810.1761]
使用の本拠の位置	***					
有効期間の満了する日	平成 27 年 2 月 19 日					
備考	[姫路]...変更登録 平成27年度エネルギー消費効率(JC08モード燃費値)算定未了 平成22年度燃費基準25%向上達成車 [走行距離計表示値] 167,700km (平成25年2月15日) [旧走行距離計表示値] 97,900km (平成23年2月1日) 平成11年騒音規制車、近接排気騒音規制値 9.6dB 93037・0.0.0.2 (算定燃費値取得済特定改造自動車) 以下余白					

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
姫路 300 ま 7926	平成 21 年 10 月 16 日	平成 21 年 10 月	普通	乗用	自家用	ステーションワゴン [003]
車名			乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
トヨタ		[194]	10人		2070kg	2620kg
車台番号			長さ	幅	高さ	前軸重 前後軸重 後軸重
TRH219-0000924			484	188	210	1240 830
型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号	
CBA-TRH219W	2TR	2.69	ガソリン			
所有者の氏名又は名称	住所					
所有者の住所	兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611-1					[28810.0050]
使用者の氏名又は名称	社会福祉法人佐用町社会福祉協議会					
使用者の住所	兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946					[28810.1761]
使用の本拠の位置	兵庫県佐用郡佐用町豊福 285-4					[28810.0288]
有効期間の満了する日	平成 28 年 10 月 15 日					
備考	[姫路]...記載変更 [走行距離計表示値] 174,600km (平成26年10月14日) [旧走行距離計表示値] 108,900km (平成24年10月9日) 平成11年騒音規制車、近接排気騒音規制値 9.6dB [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [その他検査事項] [304] 目撃防犯活動用自動車 [型式・類別] 12605・0.0.0.2 以下余白					



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	車体の形状
姫路 501 つ 2314	平成 23 年 10 月 21 日	平成 23 年 10 月	小型	乗用 自家用	ステーションワゴン [003]
車名	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	
トヨタ	[194]		1520	1905	
車台番号	長さ	幅	高さ	前軸重	後軸重
ZGM15-000827	463	169	167	850	670
型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号
2ZR	1.79	ガソリン		16354	0001
所有者の氏名又は名称	社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会				
所有者の住所	兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1 9 4 6 [28810-1761]				
使用者の氏名又は名称	*****				
使用者の住所	*****				
使用の本拠の位置	*****				
有効期間の満了日	平成 28 年 10 月 20 日				
【姫路】...継続検査 自動車重量税額 420.000 円 本則税率適用 平成 27 年度エネルギー消費効率 (JC08モード燃費値) 算定未了 平成 22 年度燃費基準 2.5% 向上達成車 【走行距離計表示値】 25,600 km (平成 26 年 10 月 3 日) 平成 11 年騒音規制車 近接排気騒音規制値 66.0 dB マフラー加速騒音規制適用車 【受検種別】 指定整備車 【検査時の点検整備実施状況】 点検整備記録簿記載あり 【受検形態】 指定整備工場 以下余白					



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	車体の形状
姫路 300 と 4602	平成 17 年 12 月 5 日	平成 15 年 6 月	普通	乗用 自家用	ステーションワゴン [003]
車名	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	
ニッサン	[213]	10	1980	2530	
車台番号	長さ	幅	高さ	前軸重	後軸重
QGE25010139	499	169	228	1120	860
型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号
TA-QGE25	K24	2.38	ガソリン		
所有者の氏名又は名称	社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会				
所有者の住所	兵庫県佐用郡佐用町佐用 2 6 1 1 - 1 [28810-0050]				
使用者の氏名又は名称	社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会				
使用者の住所	兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1 9 4 6 [28810-1761]				
使用の本拠の位置	*****				
有効期間の満了日	平成 28 年 6 月 23 日				
【姫路】...継続検査 自動車重量税額 328.000 円 【走行距離計表示値】 45,500 km (平成 26 年 6 月 18 日) 【旧走行距離計表示値】 37,600 km (平成 24 年 6 月 7 日) 平成 11 年騒音規制車 【受検種別】 持込検査車 【検査時の点検整備実施状況】 点検整備記録簿記載あり 【受検形態】 認証整備工場 以下余白					



番号 00524

自動車検査証

平成 25 年 2 月 14 日

軽自動車検査協会

車両番号		交付年月日		初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状		
姫路 80 あ 1750		平成 17 年 12 月 21 日		平成 15 年 2 月	軽自動車	特種	自家用	車いす移動車		
車台番号		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長さ	幅	高さ	
U62V-0702209		4 人	kg	980 kg	1200 kg		339 cm	147 cm	187 cm	
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量又は定格出力	前軸重	後軸重	型式指定番号	類別区分番号		
三菱	LE-U62V改	3G83	ガソリン	0.65L	460 kg	520 kg				
使用者	氏名又は名称	社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会								
	住所	兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946							[28810 1761]	
所有者	氏名又は名称	使用者に同じ								
	住所	使用者住所に同じ								
使用の本拠の位置		使用者住所に同じ								
有効期間の満了する日		備考 【姫路】 継続検査 平成12年騒音規制車 近接排気騒音規制値97dB** 【改造自動車】 【内容】 車枠及び車体 【通知番号】 1.4 軽検岡山改第20号 【通知年月日】 平成14年 9月25日* 【自動車重量税額】 ¥6,600* 【走行距離計表示値】 109,000km (平成25年2月14日)* 【旧走行距離計表示値】 82,600km (平成23年2月24日)* 【その他検査事項】 車いす固定装置付 (1基)**								
平成 27 年 3 月 1 日										
年 月 日										
年 月 日										
年 月 日										
年 月 日										

OCR03-5254

番号 00219

自動車検査証

平成 28 年 6 月 10 日

軽自動車検査協会

車両番号		交付年月日		初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状		
姫路 880 あ 1172		平成 24 年 6 月 13 日		平成 24 年 6 月	軽自動車	特種	自家用	車いす移動車		
車台番号		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長さ	幅	高さ	
S331V-0074128		4 人	kg	1010 kg	1230 kg		339 cm	147 cm	187 cm	
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量又は定格出力	前軸重	後軸重	型式指定番号	類別区分番号		
ダイハツ	EBD-S331V改	KF	ガソリン	0.65L	490 kg	520 kg				
使用者	氏名又は名称	社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会								
	住所	兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946							[28810 1761]	
所有者	氏名又は名称	使用者に同じ								
	住所	使用者住所に同じ								
使用の本拠の位置		使用者住所に同じ								
有効期間の満了する日		備考 【姫路】 継続検査 平成12年騒音規制車 近接排気騒音規制値97dB マフラー加減騒音規制適用車** 【改造自動車】 【内容】 車枠及び車体 【通知番号】 2.2 軽検技改第26号 【通知年月日】 平成22年 7月29日* 【自動車重量税額】 ¥6,600* 【走行距離計表示値】 24,100km (平成26年6月10日)* 車いす固定装置付 (1基)**								
平成 28 年 6 月 12 日										
年 月 日										
年 月 日										
年 月 日										
年 月 日										

38

OCR01-9018

運送をしようとする旅客の名簿

(過疎地有償運送用)

自家用有償旅客運送者の名称：

佐用町社会福祉協議会

番号	氏 名	住 所	入会年月日	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

■佐用地区 : 1091人
 ■上月地区 : 479人
 ■南光地区 : 649人
 ■三日月地区 : 371人

※平成27年1月26日現在



神戸運輸第 2263 号

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

神戸過第 3 号

2. 登録の有効期間

平成25年4月1日 から 平成27年3月31日

3. 名称、住所、代表者氏名

社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会
佐用郡佐用町東徳久1946番地
会長 濱田 義弘

4. 自家用有償旅客運送の種別

過疎地有償運送

5. 運送の区域

佐用郡佐用町

6. 登録に付す条件

別紙

平成25年3月1日

神戸運輸監理部長 和田 昌雄



6. 登録に付す条件

(イ) 運転者要件を備えていない者を運転させてはならない。

(ロ) 運送の区域は、佐用郡のうち佐用町内とし、運送の区域を見直す場合(減少する場合を除く。)は、再度運営協議会における合意を必要とするものとする。

(ハ) 使用車両の任意保険等に係る「その他の補償(特約)・割引等」に該当しない運転者がいる場合には、当該車両を運転させないこと。

